

令和4年5月24日時点

補助対象経費	内容
広報費	・ポスター、チラシ、案内看板、のぼり旗の作成費及び印刷費 ・広告掲載料 ※チラシ等の配布物は、本事業実施期間中に配布もしくは使用できる数量にすること。
使用料	・会場および会場備品の使用料 ・機械器具使用料(本事業期間中のレンタル等に要した経費も可)
業務委託費	委託先が事業に必要な技術や知見を有しており、業務委託に合理的な理由が認められるもの。 ※委託(請負)契約を締結する相手先は原則法人であること。 ※契約書の写しの提出が必要
消耗品費	短期間又は一度の使用によって消費されるもの、あるいは棄損しやすいもの、著しく長期の保存に耐えないもの。 (町内事業者から購入したものに限り) ※来場者に配布することを目的とした景品用の消耗品類については、地域産品とする(配布せずに残った分の経費は対象外とする)。 ※金券は不可 ※運営スタッフや出店関係者用の弁当代・飲み物代は対象外
燃料費	マルシェの運営に必要とされる暖房・発電等に使用する石炭・薪・木炭・ガス・ガソリンなど (主催者又は出店者が個人で使用する燃料は除く)
保険料	マルシェ実施に必要な損害賠償保険料 ※保険証書の写しの提出が必要